

経 済 産 業 省

20250318保局第1号

主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年4月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程

主任技術者制度の解釈及び運用（20210208保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

主任技術者制度の解釈及び運用（２０２１０２０８保局第２号）の一部を改正する規程
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
４．規則第５２条第２項の承認は、次の基準により行うものとする。 （１）～（６）（略） （７）規則第５３条第２項第５号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。 ①・②（略） ③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。 イ（略） ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。 （イ）～（へ）（略） <u>（ト）主遮断装置並びに保安上の責任分界点から主遮断装置までの間に施設する開閉器、遮断器及び配線（以下「主遮断装置等」という。）が⑧の計画に従って更新されていること（告示第４条第８号ハに規定する需要設備の年次点検を行う場合に限る。）。</u> ④（略） ⑤ <u>低圧電路の絶縁状態の監視に係る警報発生時</u>（警報動作電流（設定の上限値は５０ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して５分以上受信した場合又は５分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと<u>（告示第４条第８号イからハまでに規定する</u>	４．規則第５２条第２項の承認は、次の基準により行うものとする。 （１）～（６）（略） （７）規則第５３条第２項第５号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。 ①・②（略） ③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。 イ（略） ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。 （イ）～（へ）（略） （新設） ④（略） ⑤ <u>低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時</u>（警報動作電流（設定の上限値は５０ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して５分以上受信した場合又は５分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行う

<u>需要設備に係る規則第52条第2項の承認をする場合に限る。）。</u> イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、<u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ロ (略) ⑥ (略) ⑦ <u>電気管理技術者等が負荷の記録を1年間保存するとともに、過負荷が四時間以上継続している旨の警報を繰り返し受信した場合において、その原因を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること（告示第4条第8号ハに規定する需要設備に係る規則第52条第2項の承認をする場合に限る。）。</u> ⑧ <u>設置者が保安規程に定められた主遮断装置等の更新の計画に基づき、電気管理技術者等の指示に従って主遮断装置等を更新すること（告示第4条第8号ハに規定する需要設備に係る規則第52条第2項の承認をする場合に限る。）。</u> (8)～(11) (略)	こと。 イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、<u>適切な措置を行う。</u> ロ (略) ⑥ (略) (新設) (新設) (8)～(11) (略)
--	--